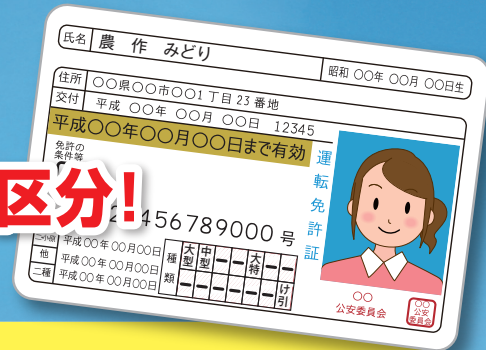


知って
おきたい

乗用型農耕トラクタおよび 農耕作業用トレーラの法令区分!



道路交通法(警察庁)上の乗用型農耕トラクタの区分

区 分		小型特殊自動車	大型特殊自動車
最高速度		15km/h 以下	左記の条件を1つでも満たさないもの
車体の大きさ (直装型の農作業機装着時はこれも含む)	全 長	4.7m 以下	
	全 幅	1.7m 以下	
	全 高	2.0m 以下 (注1)	
運転免許		小型特殊自動車免許 普通自動車免許等の上位免許	大型特殊自動車免許

注1: ヘッドガード、安全キャブ、安全フレーム、その他これらに類する装置が備えられている自動車で、当該装置を除いた部分の高さが2.0m以下のものは2.8m以下です。

道路運送車両法(国交省)上の乗用型農耕トラクタの区分

区 分		小型特殊自動車	大型特殊自動車
最高速度		35km/h 未満	35km/h 以上
車体の大きさ (直装型の農作業機装着時はこれも含む)	全 長	制限なし (注2)	制限なし (注2)
	全 幅		
	全 高		
車 検		不要	必要
農作業機の装着による手続き 該当する農作業機の例		不要	必要 (注3)
		ロータリ、ハロー、ブロードキャスト、ライムソー等	
自賠償保険		不可 (任意保険加入推奨)	必要
ナンバープレート		市町村役場で交付 (注4)	運輸支局で交付
地方税 (地方税法: 総務省)		軽自動車税	固定資産税

注2: 種別の区分に制限はありませんが、「道路運送車両の保安基準」の最大寸法は適用されます。

注3: 農作業機を装着した際に保安基準の緩和が必要な場合は、車検証の記載変更手続きが必要です。

注4: 公道走行の有無に関わらず、当該自動車を所持する場合は市町村への申告が必要です。

道路運送車両法(国交省)上の農耕作業用トレーラ(被けん引自動車)の区分

区 分		小型特殊自動車	大型特殊自動車
該当するトレーラの例		トレーラ、ロールベアラ、マニュアルスプレッダ けん引式ブームスプレーヤ、バキュームカー等	
けん引時の最高速度		35km/h 未満 (注5)	35km/h 以上
車体の大きさ (トレーラのみ)	全 長	制限なし (注6)	制限なし (注6)
	全 幅		
	全 高		
車 検		不要	必要
自賠償保険		不可 (任意保険加入推奨)	必要
ナンバープレート		市町村役場で交付 (注7)	運輸支局で交付
地方税 (地方税法: 総務省)		軽自動車税	固定資産税
けん引免許 (道路交通法: 警察庁)		車両総重量が750kgを超える場合は必要	

注5: けん引する農耕トラクタ(大型特殊自動車)が、保安基準の緩和を受けて運行速度15km/h以下で走行する場合も含まれます。

注6: 種別の区分に制限はありませんが、「道路運送車両の保安基準」の最大寸法は適用されます。

注7: 公道走行の有無に関わらず、当該自動車を所持する場合は市町村への申告が必要です。

北海道農作業安全運動推進本部

北海道
JA 共済連北海道
(一社)北海道農業機械工業
三菱農機販売(株)

JA 北海道中央会
JA 北海道厚生連
(株)北海道クボタ
日本ニューホランド(株)

JA 北海道信連
北海道農業共済組合
(株)中セキ北海道
エム・エス・ケー農業機械(株)

ホクレン
(公財)北海道農業公社
ヤンマーアグリジャパン(株)
北海道農機商業協同組合

北海道農作業安全運動推進本部ホームページ <https://agr-anzen.jimdo.com/>

